通告順 2

質 問 者 内山 美穂子 議員

質問事項

1 これからの時代に求められる職員の働き方について

総務課

- (1) 兼業(副業) 許可の実態と課題について
- (2) 許可基準を明確にして兼業(副業)を促進する考えは
- 2 子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて
 - (1) 子どものネット依存についての実態は

学校教育課

- (2) 生涯学習中期計画に位置付けている青少年の健全育成推進項 目の取組状況は 生涯学習課
- (3) 子どもたちが主体的に遊べるよう公園などの環境整備を こども課、土木課、生涯学習課

【答 弁】

内山議員のご質問にお答えいたします。

1 これからの時代に求められる職員の働き方について

はじめに、「これからの時代に求められる職員の働き方について」であります。

地方公務員の営利企業等への従事については、地方公務員法第38条において、原 則、営利を目的とする企業等への従事が禁止されているところでありますが、「公務の 能率」、「公務の公正」、「職員の品位」等が確保されることにより、任命権者の許可を 受けることで従事等が許可されるものであります。

近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域活動の担い手として、公務以外において活躍することが期待されるようになってきております。

このことから、総務省は、地方公務員の社会貢献活動が積極的に行われるよう、地方公共団体における営利企業等への従事に関する先進的な取組事例等について実態調査を実施し、その取りまとめ結果を踏まえ、従事許可の公平性を確保する観点から、本年1月に、地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準の設定や公表など社会貢献活動を希望する職員が躊躇なく許可申請を行えるような環境整備を進めていくよ

う通知があったところであります。

(1) 兼業(副業)許可の実態と課題について

ご質問の1点目、「兼業(副業)許可の実態と課題について」であります。

本町職員の地方公務員法第38条による営利企業等への従事許可につきましては、 過去3年で申し上げますと、平成28年度では17件で、従事した主な職種は、消 防団員や統計調査指導員、29年度では15件で、主な職種は消防団員、30年度 では23件で、主な職種は消防団員、十勝町村会研修講師などとなっております。

これらの従事許可につきましては、地方公務員法第30条(服務の基本基準)、第33条(信用失墜行為の禁止)、第35条(職務に専念する義務)に照らし、公務の遂行に支障が生じないことや従事する職種、報酬額などからその案件ごとに判断し許可しているところであります。

また、許可における課題といたしましては、例えば、消防団活動においては、出動要請がなされた際、勤務時間中は公務を優先しなければならないケースや出張・外勤で直ちに消防団活動に従事できないケースが発生するおそれがあることや、その業務が長時間にわたる場合には、公務への支障や健康管理上の問題が生じるおそれのあること、消防団員として公務に配慮することで十分な活動ができるかという問題等が考えられるところであります。

(2) 許可基準を明確にして兼業(副業)を促進する考えは

ご質問の2点目、「許可基準を明確にして兼業(副業)を促進する考えは」についてであります。

少子高齢化等により、今後ますます地域活動等を担う人材の不足が懸念され、その人材確保の手法として、職員の社会貢献活動は重要であると認識しております。

しかしながら、現状、職員は町内会等の活動、学校のPTA活動、スポーツや文 化芸術活動等様々な分野においてボランティアで参加するなど、地域社会における 重要な担い手として活動しているものと考えております。

今後におきましては、地域社会貢献活動や教育・福祉活動等を行うNPO法人や 公益法人、公共的団体などは、まちづくりに欠かせないパートナーになりうるもの と考えられますことから、それらの活動に職員が従事する際の許可基準や参加しや すい環境の整備について、先進事例等を参考に研究してまいりたいと考えておりま す。

2 子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて

次に、「子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて」であります。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の3点目 につきまして、答弁をさせていただきます。

スマートフォンなどの普及により、ゲーム依存の問題が深刻化し、健康を害する懸念が強まっており、昨年5月に開催された世界保健機関(WHO)の最高意思決定機関であります世界保健総会において、「国際疾病分類第11版」が約30年ぶりに全面改訂され、「ゲーム障害」が精神疾患として正式に認定されました。

ゲーム障害とは、『「ゲームをする時間や頻度を自ら制御できない」、「ゲームを最優先する」、「問題が起きているのに続ける」、「個人・家族・社会における学業上または職業上の機能が果たせない」といった状態が12月以上続き、社会生活に重大な支障が出ている場合』で、ゲーム障害になると、朝起きられない、物や人に当たるなどといった問題が現れるとされています。

教育委員会においても、第6次幕別町生涯学習中期計画において、スマートフォンやゲーム機の急激な普及、高度化により、SNS等によるトラブルが増加しているなど、青少年を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした子どもたちや青少年を巡る課題に対応するためには、学校のみならず、家庭や地域の果たす役割が大きく、家庭や地域の教育力を一層高めていくことが重要であると定めたところであります。

(3) 子どもたちが主体的に遊べるよう公園などの環境整備を

ご質問の3点目、「子どもたちが主体的に遊べるよう公園などの環境整備を」についてであります。

公園については、子どもから大人、高齢者など全ての住民の憩いの場であり、遊びやコミュニティ活動の場として重要な役割を担う空間であります。

第6期幕別町総合計画におきましては、「町民とつくるみんなの公園と緑地の保全・整備」を目標に掲げ、町民参加を基本として公園整備を計画的に進め、子どもや高齢者など、誰もが安全で安心して楽しむことができる公園づくりを目指すとしております。

また、幕別町緑の基本計画におきまして、都市公園の緑化の推進方針として計画 段階から町民参加によるワークショップを行い、みんなが親しめる空間づくりに努 めることにしております。

こうしたことから、これまでの公園整備におきまして、町民アンケートや町民参

加のワークショップにより計画策定や実施設計を進めてきており、近年では、忠類 ナウマン公園やいなほ公園での遊具選定に当たり、近隣小学校の児童への意見聴取 や公園を利用する子どもたちとその保護者にアンケートにより意向を確認するなど、 町民参加による公園づくりに努めてまいりました。

今後におきましても、子どもたちや多くの住民が公園づくりに携わることで、より公園を身近に感じ、子どもの遊び場、住民の憩いの場として利用しやすい愛着を感じてもらえるような公園づくりに努めてまいります。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

【教育長答弁】

内山議員のご質問にお答えいたします。

2 子どもたちが健やかに育つ環境づくりについて

(1) 子どものネット依存についての実態は

ご質問の一点目、「子どものネット依存についての実態は」についてであります。 平成28年度に総務省で実施した、中学生のインターネットの利用状況と依存傾 向に関する抽出調査では、「気づくと、思ったより長い時間ネットをしていることが ある」や「家族や友だちと過ごすよりも、ネットを利用したいと思うことがある」 など20項目の質問に対する回答に基いて、依存の度合いが測定され、依存傾向が 「高」の割合は5.7%という結果となりました。

本町におきましては、同様の調査は実施しておりませんが、平成29年度に行われた全国学力・学習状況調査における児童生徒への質問では、平日に3時間以上携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする小学6年生の割合は、全国集計では7.0%、北海道では9.5%、本町では9.8%であり、長時間利用している割合が、全国、全道より高い結果になりました。

また、中学3年生の割合は、全国集計では、18.1%、北海道では、22.4%、本町では20.4%であり、全国より高く、全道より低い結果となり、総じて長時間メールやインターネットをする小中学生が多い傾向にあると考えております。

教育委員会といたしましては、平成26年度から、子どもたちの家庭でのテレビやゲームなど電子機器の長時間使用を見直すため、毎月19日を「ノーテレビデー・ノーゲームデー」と位置付けるとともに、28年度に実施した幕別町PTA連合会調査部による「情報機器における危険性の意識調査」を受け、29年度には町PTA連合会、町校長会、教育委員会が共同して「携帯電話・スマートフォンのルール、上手な使い方」を定めたところであります。

周知につきましては、学校を通じて年2回啓発用チラシを保護者に配付するとともに、各学校にポスターを掲示し、毎月19日の「まくべつ教育の日」に合わせて指導することで、子どもたちをネット依存から守る取組を実施しております。

また、各小中学校では、道徳や総合学習の授業の中で、スマートフォンに夢中になることの危険性を学ぶなど、情報モラル教育に取り組んでおり、加えて一部の学校ではありますが、参観日に合わせて外部講師を招き、親子でスマートフォンや携

帯電話の利用に関連した危険やトラブルを未然に防ぐための「スマホ・ケータイ安全教室」なども実施されているところであります。

今後におきましても、引き続き、児童生徒のネット依存を引き起こさないため、 正しい利用方法、ルールの徹底について、学校、家庭、スクールカウンセラー等と 連携しながら、周知、指導に努めてまいりたいと考えております。

(2) 生涯学習中期計画に位置付けている青少年の健全育成推進項目の取組状況は

ご質問の2点目、「生涯学習中期計画に位置付けている青少年の健全育成推進項目 の取組状況は」についてであります。

「第6次幕別町生涯学習中期計画」は、まちづくりの基本であります「第6期幕 別町総合計画」に示されている基本目標の「協働と交流で住まいる」と「豊かな学 びと文化、スポーツで住まいる」を基本とし、七つの項目から基本計画が策定され ております。

その中の「青少年の健全育成の推進」では四つの推進項目を掲げておりますので、 項目ごとの取組状況について申し上げます。

はじめに、「家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します」についてであります。

平成20年度から、小学校4年生から6年生を対象に、宿題の完成や自由研究の支援のほか、子供たちの居場所づくりとして、「学び隊」を夏と冬の長期休業に合わせてそれぞれ6日間開設しており、本年度においては夏休みに51人、冬休みに58人の参加があり、札内の2会場におきまして、退職教員や地域の方々のほか、帯広大谷短期大学の学生にもご協力をいただき実施したところであります。

二つ目は、「自然体験やボランティア活動など多様な経験を通し、豊かな人間性を 育てます」についてであります。

昭和63年から小学校5、6年生を対象に、自然体験や昔の道具を使った体験学習などを通して、自分の善さを見つけたり自立心を育て、他の人と協力する力を高める特別の「学校」として「ふるさと館ジュニアスクール」を開講しております。

本年度におきましては、5年生5人、6年生6人の計11人が入講し、ふるさと 館事業委員会の方々のご協力をいただきながら、サケの稚魚放流や野鳥観察、化石 発掘など9回の学習会を重ね、ふるさと幕別の歴史や文化を学ぶ取組として実施し てまいりました。

三つ目は、「家庭、地域、学校、関係機関の連携を図り、「幕別町PTA連合会」

や「幕別町児童生徒健全育成推進委員会」のほか、子ども会などの活動に対して支援を行い、青少年の健全育成を推進します」についてであります。

本年度の活動につきまして、主な団体においての取組状況の一例を申し上げますと、幕別町PTA連合会では「インターネット利用に関する意識調査」を基に、昨年11月「幕別町教育懇談会」を開催し、子供たちをネットトラブルから守る家庭での取組を紹介いたしました。

児童生徒健全育成推進委員会においては、登校時間に合わせた「交通安全街頭啓発」や長期休業中の家庭でのきまり事や不審者や不審電話の対応などを掲載したチラシを年3回発行し、児童生徒を通じ保護者に配付したほか、あいさつ運動やスマホルール、いじめ防止を呼びかける標語を募集した「健全育成標語ポスター」を各学校及び公共施設に配付するなどの取組を実施してまいりました。

子ども会活動では、幕別支部、札内支部、忠類支部の三支部の子供たちが一堂に会して「宿泊研修」を実施するとともに、リーダー研修を開催するなど、子供の健全育成の推進に取り組んでまいりました。

四つ目は、「毎月19日の「ノーテレビデー・ノーゲームデー」や「携帯電話・スマートフォンのルール」の取組を積極的に周知し、家族と過ごす時間や、家庭学習の時間を確保するとともに、SNS等によるトラブルを減らし、青少年の健全育成を推進します」についてであります。

先ほど「子どものネット依存についての実態は」の答弁でも申し上げましたが、 平成26年度から、毎月19日を「ノーテレビデー・ノーゲームデー」と位置付けるとともに、29年度には「携帯電話・スマートフォンのルール、上手な使い方」を定め、学校を通じて年2回チラシを保護者に配付したり、ポスターを各学校に掲示するなど、子供たちに望ましい生活習慣を定着させるための啓発に努めてまいりました。

今後におきましても、未来を担う青少年が心身ともに健やかに育つ環境づくりを 進めるため、幕別町PTA連合会や幕別町児童生徒健全育成推進委員会のほか、幕 別町子ども会育成連絡協議会などと連携を図り、四つの推進項目に取り組んでまい りたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。